

任意団体 日本獣医解剖学会 学術奨励賞 選考方法内規

〔目的〕

第1条 本内規は、日本獣医解剖学会（以下、本学会）会則第3条（3）に基づき、若手研究者および学生による優れた研究を奨励し、獣医解剖学関連分野の発展に寄与することを目的として、本学会学術奨励賞の選考方法について定める。

〔選考委員会〕

第2条 本学会は会則第3条の（3）に基づいて、本学会学術奨励賞（一般部門および学部学生部門）選考委員会を置く。選考委員会は、獣医解剖アカデミア（春の日本獣医解剖学会／獣医解剖分科会 学術集会）において、本学会学術奨励賞の選考を行う。本学会学術奨励賞は一般部門および学部学生部門ともに原則的に1件とする。

〔選考委員〕

第3条 選考委員会委員長は、原則として当該学術集会主催校における獣医解剖学教室教授とする。本学会副会長2名は選考委員とする。選考委員長および2名の選考委員（副会長）の合議により、適切と思われる1～2名の選考委員を選考委員長が任命する。なお、学術奨励賞候補者の所属する教室・部門の教授、准教授（あるいはこれらに準ずる地位にある方）は選考に加わらないこととする。

〔応募要領の告示〕

第4条 選考委員長は学術奨励賞選考が行われる旨、日本獣医解剖学会／獣医解剖分科会ホームページに告示する。その際、次項5の本学会学術奨励賞対象者の要件もあわせて掲載する。

〔本学会学術奨励賞対象者〕

第5条 本学会学術奨励賞対象者は以下の要件を満たす方とする。

（一般部門）

- (1) 獣医解剖学の進歩に寄与する研究を行い、将来の発展に期待しうる日本獣医解剖学会／獣医解剖分科会会員であること。
- (2) 学会開催月の1日において35歳の誕生日に達しない方。但し、留学生はこの限りではない。
- (3) 本学会に1年以上の会員歴を有し、筆頭者として応募する学術集会時を含めて2回以上発表経験のある方。なお、ここで規定する学術集会とは「日本獣医学会 獣医解剖分科会 学術集会」、「獣医解剖アカデミア（春の日本獣医解剖学会／獣医解剖分科会 学術集会）」、および「アジア獣医解剖学会 学術集会」を指す。
- (4) 当該学術集会で発表する本人であること。口演、ポスター発表を問わない。
- (5) 日本獣医学会 学術集会優秀発表賞受賞者を除く。

（学部学生部門）

- (1) 学部学生部門の対象者は学部学生に限ること。会員歴および発表経験は問わない。

(2) それ以外は一般部門の選考方法に準ずる。

2 上記対象者に該当し、学術奨励賞を希望する方は、教室または部門の長を介して、選考委員長に講演要旨および対象者である旨を明記した用紙（略歴、研究業績、入会年月日を含む）を送付する

〔予備選考〕

第6条 選考委員長は、対象者であることを確認する。

〔本審査〕

第7条 選考委員は、候補者全員の発表に必ず立合い、審査用紙（別紙1：非公表）に従って評価点を付ける。

〔本学会学術奨励賞の決定〕

第8条 選考委員長は、候補者の最終演題発表終了後、審査用紙を迅速に回収し、この評価を集計し、評価点合計の最も高い方を本学会学術奨励賞受賞者として決定すると同時に、本学会会長に審査結果を通知する。

〔本学会学術奨励賞の授与〕

第9条 本学会会長は、原則として次同学術集会の日本獣医解剖学会／獣医解剖分科会総会時に、あるいは懇親会時に本学会学術奨励賞（記念楯ならびに賞金）の授与を行う。

〔選考経過の公表〕

第10条 選考委員長は、ニュースレターに審査の経過を公表する。

付則

この内規は平成14年度春季学会（第133回日本獣医学会）より適用する。

- (1) 本学会学術奨励賞一般部門の受賞は一度のみとする。但し、学部学生部門との重複は可能である。
- (2) 本学会学術奨励賞学部学生部門の受賞も一度のみとする。
- (3) この内規は平成16年度春季学会（第137回日本獣医学会）より適用する。
- (4) この内規は2019-2020年度本学会（第162回日本獣医学会学術集会）より適用する。
- (5) この内規は2023年第3回獣医解剖アカデミア（春の日本獣医解剖学会／獣医解剖分科会学術集会）より適用する。
- (6) 本学会学術奨励賞（一般部門、学部学生部門）の候補者から、日本獣医学会学術集会優秀発表賞受賞者を除く。